



2022年10月7日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク シ ー ジ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 段 卓
(コード番号：4936 東証グロース)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 担 当 福 井 康 人
TEL. 03-6911-3899

「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年9月14日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、訂正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

【訂正箇所及びその内容】

1. 定款変更の目的 (1) の①

《修正前》

変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

《修正後》

変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

2. 定款変更の目的 (1) の②

《修正前》

変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

《修正後》

変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

3. 定款変更の目的 (2)

《修正前》

資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、自己株式の取得、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第46条として新設するとともに同条の一部と内容が重複する現行定款第7条の削除を行い、変更案第47条として期末・中間の基準日と併せて別途基準日を定めて剰余金の配当ができる旨を定めるものです。

《修正後》

資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、自己株式の取得、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第45条として新設するとともに同条の一部と内容が重複する現行定款第7条の削除を行い、変更案第46条として期末・中間の基準日と併せて別途基準日を定めて剰余金の配当ができる旨を定めるものです。

以 上